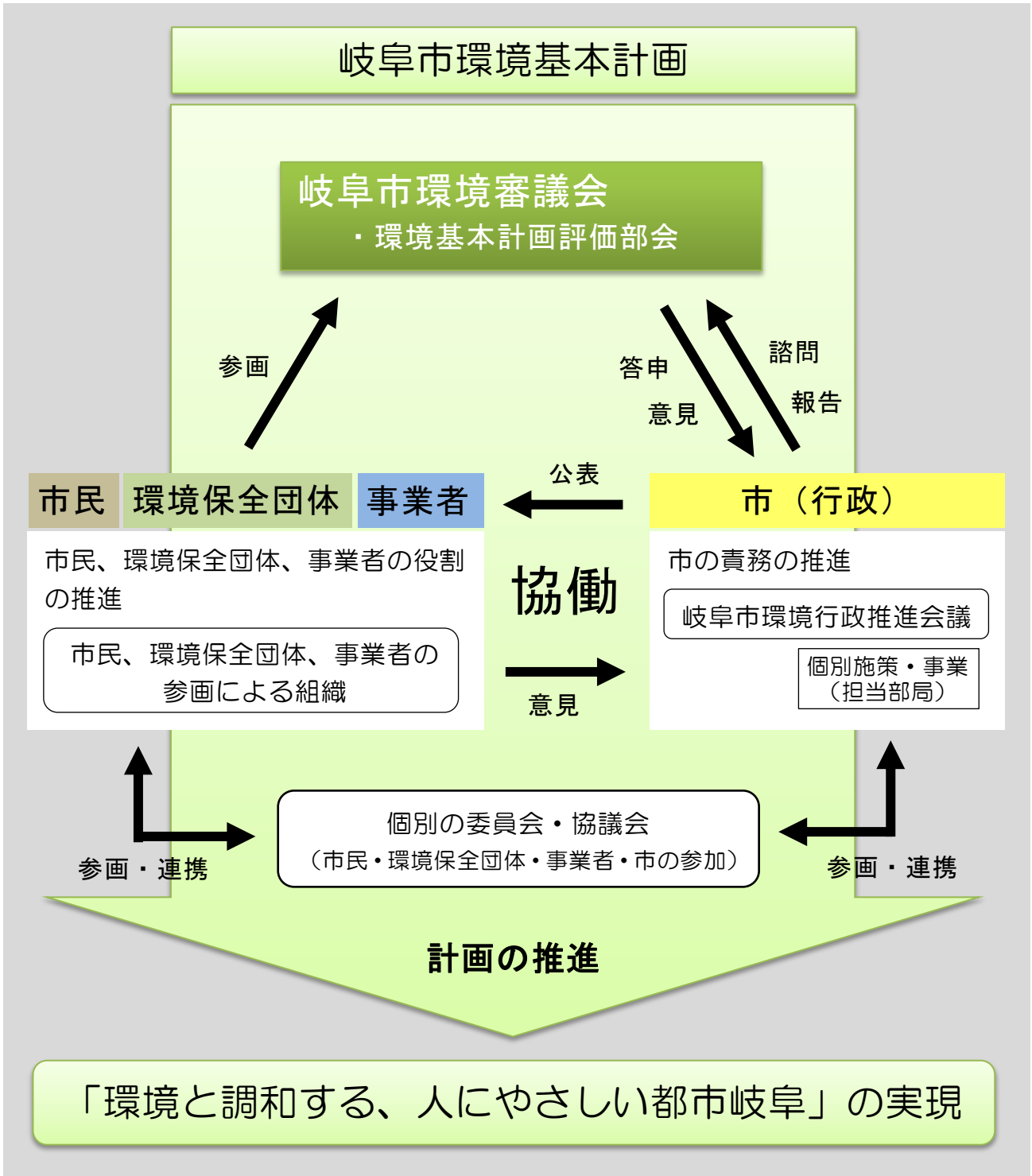


第1章 計画の推進体制

- 環境基本計画を着実に推進していくためには、市民、環境保全団体、事業者及び市（行政）が、それぞれの役割と責任を自覚し、協働して、環境の保全と創出のために積極的に取り組むことが重要です。そのため、以下の推進体制により計画を推進します（図3-1-1）。



第3部
計画の推進

第2章 計画の進行管理

- ・環境基本計画の進行管理では、「環境マネジメントシステム」の考え方を取り入れ、「PDCAサイクル」を基本に、施策や事業の実施を行います（図3-1-2）。

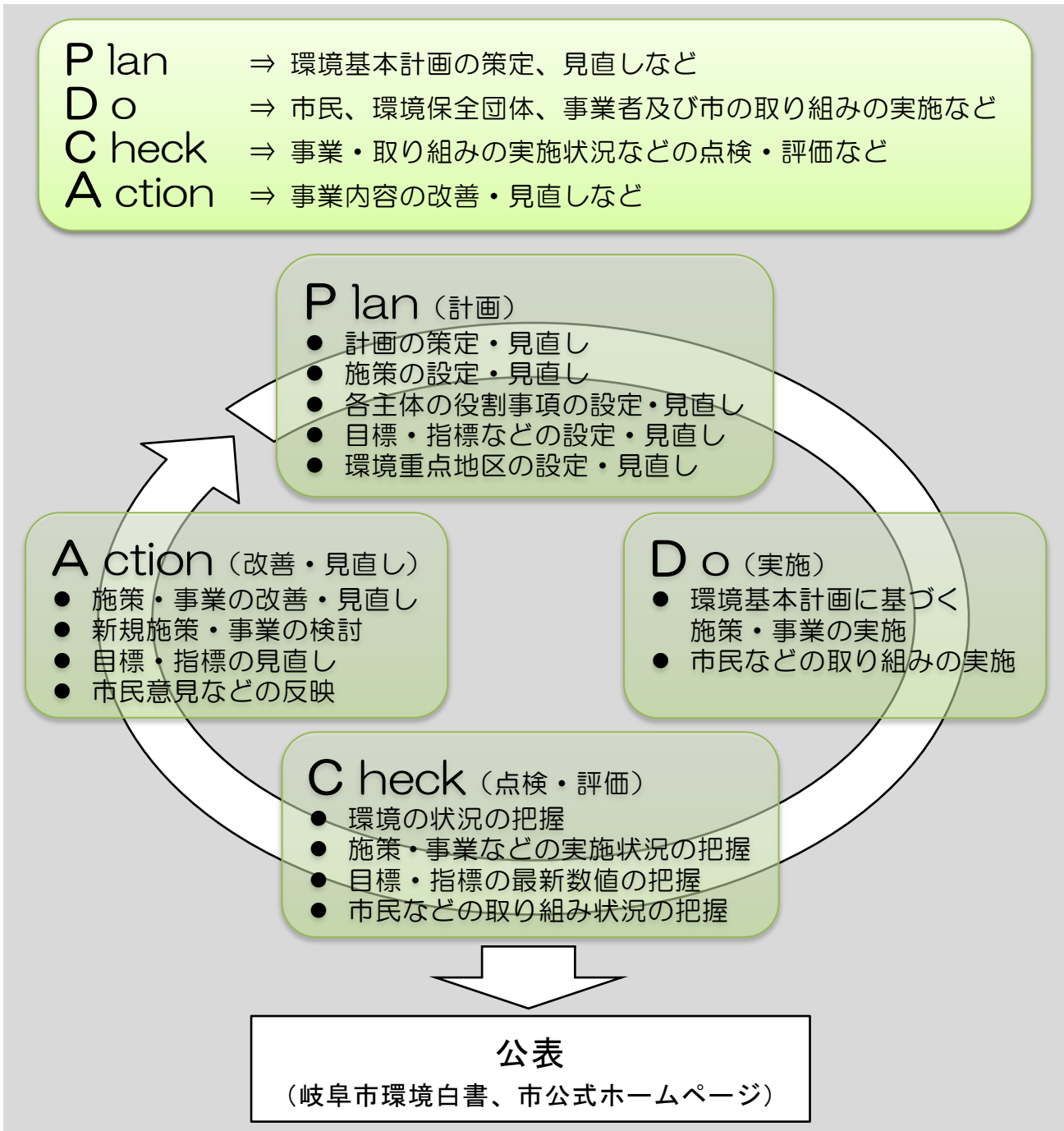


図3-1-2 環境基本計画におけるPDCAサイクル

- ・環境基本計画に掲げる各施策の進捗状況は、毎年、「岐阜市環境審議会環境基本計画評価部会（以下「評価部会」という。）」で点検・評価を行います。
- ・評価部会の評価結果は、環境審議会へ報告するとともに、岐阜市環境白書や市の公式ホームページで公表します。
- ・本計画の計画期間は、2022年度までの5年間ですが、評価結果や新たな課題への対応が必要となった場合など、必要に応じて環境基本計画を見直します。